② 被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

③ 国土交通省等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置の全部又は一部を当該市町村に代わって行う。

⑶ 災害復旧・復興関連

① 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

② 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

③ 被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

④ 特定大規模災害の復興に際しては、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

⑤ 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 原子力災害対策編において、主に次の内容を規定した。

⑴ 災害予防関連

① 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備する。

② 地方公共団体は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じる。

⑵ 災害応急対策関連

① 緊急事態区分に応じて、原子力規制委員会又は原子力災害対策本部から、ＰＡＺ（原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域）及びＵＰＺ（原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域）内の地方公共団体に対して、以下に掲げる避難等の防護措置について、その準備や実施の要請又は指示を行う。

・ 警戒事態においては、ＰＡＺ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要援護者の避難準備の要請を行う。

・ 施設敷地緊急事態においては、ＰＡＺ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要援護者の避難実施の要請を行い、施設敷地緊急事態要援護者以外の者の避難準備の要請を行う。

・ 全面緊急事態においては、ＰＡＺ内の地方公共団体に対し、避難実施の指示を行い、ＵＰＺ内の地方公共団体に対しては、避難準備の指示を行う。

なお、放射性物質が放出された後には、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、状況に応じて、ＯＩＬ（運用上の介入レベル）に基づき、避難等の緊急事態応急対策を指示することとする。

② 国、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

③ 安定ヨウ素剤の予防服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

4 その他

⑴ 構成の見直し

① 第15編「その他の災害に共通する対策編」を、第２編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動した。

② 第16編「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」を、東日本大震災以降の最近の防災対策の検討を踏まえ、当面、重点を置くべき事項を明確化した上で、第１編第５章に移動した。

この修正により、計画の全体構成は以下のとおりとなる。

第１編　総則
第２編　各災害に共通する対策編
第３編　地震災害対策編
第４編　津波災害対策編
第５編　風水害対策編
第６編　火山災害対策編
第７編　雪害対策編
第８編　海上災害対策編
第９編　航空災害対策編
第10編　鉄道災害対策編
第11編　道路災害対策編
第12編　原子力災害対策編
第13編　危険物等災害対策編
第14編　大規模な火事災害対策編
第15編　林野火災対策編

⑵ 最近の災害の教訓を踏まえた見直し

① 「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」において、避難勧告等の判断基準等の明確化を位置付けた。

② 訪日外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努めることについて、第１編「総則」等に位置付けた。

公　告

裁判事項

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第４０１２号

名古屋市中区錦３－２－４　相互ビル３階大場鈴木堀口合同法律事務所
申立人　鈴木　雅雄
本籍名古屋市中川区八熊通６丁目２番地、最後の住所名古屋市中川区五女子町５丁目104番地、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日平成24年２月７日頃、出生の場所名古屋市中川区、出生年月日昭和23年８月７日、職業不詳
被相続人　亡　鬼頭　幸夫
催告期間満了日　平成26年８月18日
名古屋家庭裁判所

平成２６年（家）第４７号

名古屋市中区丸の内３丁目８番10号　ＩＳＨ丸の内ビル３Ｅ　あゆみ法律事務所
申立人　景山　智也
本籍名古屋市中村区十王町114番地、最後の住所名古屋市中村区諏訪町３丁目５番21号、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日平成24年11月21日、出生の場所岐阜県羽島郡柳津村、出生年月日昭和31年２月20日、職業無職
被相続人　亡　土本　良法
催告期間満了日　平成26年８月18日
名古屋家庭裁判所

平成２６年（家）第６３号

名古屋市東区泉１丁目21―27　泉ファーストスクエア８階　アスミール司法書士事務所
申立人　二木　佳夫
本籍名古屋市港区港栄２丁目1408番地、最後の住所名古屋市港区港栄２丁目10番７号、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日平成24年８月19日、出生の場所不明、出生年月日大正２年３月５日、職業無職
被相続人　亡　大桃　峯男
催告期間満了日　平成26年８月18日
名古屋家庭裁判所